

各務原市水道事業使用水量の認定及び漏水軽減取扱要綱

(令和7年2月28日決裁)

各務原市水道事業使用水量の認定及び漏水軽減取扱要綱（平成29年11月1日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号。以下「条例」という。）及び各務原市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道事業管理規程第1号。以下「規程」という。）の規定に基づく使用水量の認定及び使用者の責に帰さない漏水に係る水道料金（以下「料金」という。）の軽減に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、水道法（昭和32年法律第177号）において使用する用語の例による。

(使用水量の認定基準)

第3条 条例第23条第1項の規定による使用水量の認定（以下単に「使用水量の認定」という。）は、次に定めるところによる。

- (1) 前年同期における使用水量又は認定水量（この条の規定により認定された水量をいう。以下同じ。）を使用水量として認定する。
- (2) 前号の規定により難しい場合にあっては、前2期における使用水量又は認定水量を合計した水量の2分の1の水量（1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げた水量）を使用水量として認定する。
- (3) 前2号の規定により難しい場合にあっては、1日当たりの使用水量（量水器を交換したときは、その日以後の1日当たりの使用水量）から計算した水量（1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げた水量）を使用水量として認定する。

(料金の軽減の対象)

第4条 市長は、給水装置又は量水器（以下「給水装置等」という。）からの漏水で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、条例第30条及び規程第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により料金を軽減することができる。

- (1) 地下埋設の給水装置からの自然漏水
- (2) 市の量水器からの漏水

(3) その他漏水が視認できないため市長がやむを得ないと認めた漏水

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、料金を軽減しないものとする。

(1) 条例の規定若しくは規程第22条に規定する施行基準に違反して施行された給水装置等又は水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する基準に適合していない給水装置等からの漏水であるとき。

(2) 給水装置等の所有者又は使用者の不適切な管理又は使用により発生した漏水であるとき。

(3) 温水器、ボイラー、し尿浄化槽等の配管又はバルブからの漏水であるとき。

(4) 受水槽のボールタップ等の不良による漏水であるとき。

(5) 過去に料金の軽減を受けた箇所から再度発生した漏水であって、その修理が完了した日が、過去に料金の軽減を受けた際の漏水の修理が完了した日から1年以内の日であるとき。

(6) 漏水の修理を行った者が市長の指定を受けた指定給水装置工事事業者でないとき。

(7) 料金の軽減の申請があった時点で、その申請をした者につき料金の滞納があるとき。ただし、市長が特別の事情があると認めるときを除く。

(8) その他市長が料金を軽減することが適当でないと認めたとき。

（軽減対象期間）

第5条 料金の軽減の対象となる期間（以下「軽減対象期間」という。）は、漏水の修理が完了した日が属する検針期間からその前年同期までの間にある検針期間（漏水が認められる検針期間に限る。）のうち、使用水量が最も多い検針期間（当該使用水量が最も多い検針期間が複数ある場合は、そのうち漏水の修理が完了した日に最も近い検針期間）とする。

2 料金の軽減を受けた給水装置等について、再度料金の軽減を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「限る」とあるのは、「限り、前回料金の軽減を受けた際の漏水の修理が完了した日が属する検針期間以前の検針期間を除く」とする。

（料金の算定）

第6条 市長は、料金を軽減するときは、軽減対象期間の使用水量から推定漏水水量の2分の1の水量（1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

た水量)を控除した水量に基づき、軽減対象期間の料金を算定するものとする。

2 推定漏水水量は、軽減対象期間の使用水量から、次に定めるところにより認定した軽減対象期間の推定使用水量を控除した水量とする。

(1) 前年同期における使用水量又は認定水量を推定使用水量として認定する。

(2) 前号の規定により難しい場合にあっては、前2期における使用水量又は認定水量を合計した水量の2分の1の水量(1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げた水量)を推定使用水量として認定する。

(3) 前2号の規定により難しい場合にあっては、漏水の修理が完了した日以後の1日当たりの使用水量から計算した水量(1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げた水量)を推定使用水量として認定する。

3 市長は、第1項の規定により算定した料金の額が、軽減前の額以上の額となる場合には、第4条第1項の規定にかかわらず、料金を軽減しないものとする。

(料金の軽減の申請及び決定)

第7条 料金の軽減を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、漏水発見後速やかに修理を完了し、水道料金軽減・下水道使用料減免申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該修理が完了した日から6月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 修理前及び修理完了後の写真

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、料金の軽減の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、料金の軽減の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

3 料金を軽減しないこととした場合の通知は、水道料金軽減・下水道使用料減免不認定通知書(様式第2号)によるものとする。

(軽減額の還付等)

第8条 市長は、料金の軽減を決定した場合において、その対象となった検針期間の料金が既に支払われているときは、当該軽減後の料金との差額(次項において「軽減額」という。)を遅滞なく還付するとともに、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、申請者につき料金の滞納があるときは、同項の規定にかかわらず、軽減額をその滞納に係る料金と相殺することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(使用水量の認定に関する経過措置)

2 改正後の各務原市水道事業使用水量の認定及び漏水軽減取扱要綱（以下「新要綱」という。）第3条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の検針に係る使用水量の認定について適用し、施行日前の検針に係る使用水量の認定については、なお従前の例による。

(料金の軽減に関する経過措置)

3 新要綱第4条から第8条まで並びに様式第1号及び様式第2号の規定は、施行日以後に申請がなされる料金の軽減について適用し、施行日前に申請がなされた料金の軽減については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、令和7年4月30日までに申請がなされる料金の軽減（令和7年3月1日から施行日の前日までの間に修理が完了した漏水に係るものに限る。）については、新要綱第7条及び第8条並びに様式第1号及び様式第2号の規定を除き、なお従前の例による。

5 施行日前に修理が完了した漏水について施行日以後に料金の軽減を申請しようとする場合における新要綱第7条第1項の規定の適用については、同項中「当該修理が完了した日から6月が経過する日」とあるのは、「令和7年9月30日」とする。

水道料金軽減・下水道使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

水道料金の軽減及び下水道使用料の減免を受けたいので次のとおり申請します。

太枠のみ記入をお願いします。申請者に水道料金又は下水道使用料の滞納があるときは、軽減（減免）された料金（使用料）を相殺又は充当します。

お客様番号		—										
給水先住所 (アパート、店名等)		〒 — 号室										
(フリガナ)										電話番号(連絡先)		
水道・下水道 使用者名										() — 自宅・勤務先・携帯		
減免額の返還方法 ※還付できるのは水道使用者 ご本人名義の口座に限ります		1 水道料金・下水道使用料の引き落とし口座へ還付する。 2 指定口座へ還付する（下記へ振込先口座をご記入ください。）。 										
振込先 口座	金融機関名					銀行・金庫 農協・組合						支店 出張所
	ゆうちょ銀行 以外	口座番号						種別	1 普通 2 当座			
	ゆうちょ銀行	通帳記号				通帳番号						
	フリガナ											
口座名義人												

修理工事事業者記入欄

漏水発見日	修理完了日	メーター番号	口径	修理完了時の指針
指定番号	修理工事事業者名 電話番号			
代表者職・氏名		主任技術者氏名		
修理箇所・漏水状況及び修理内容（材料・工法） 				

修理場所の見取り図及び修理前後の写真（裏面又は別紙可）

【問合せ先・申請書送付先】

年 月 日

様

各務原市長

水道料金軽減・下水道使用料減免不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった（水道料金の軽減・下水道使用料の減免）に関し、審査した結果、下記の理由により軽減・減免の対象となりませんでしたので、通知します。

記

軽減・減免できない理由

お問合せ先

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。